

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和5年度 公文書開示（3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
1	R6. 1. 3	R6. 3. 1	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年度から令和〇〇年度定款	33	1																生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
2	R6. 1. 3	R6. 3. 1	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年度から令和〇〇年度事業報告書等提出書、役員名簿、役員報酬規定提出書、助成金支給実績提出書、有効期間更新申請書	35		1					1	1	1							【東京都情報公開条例第 7 条第 2 号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 3 号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 4 号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
3	R6. 1. 3	R6. 3. 1	特定非営利活動法人〇〇の令和〇〇年度事業報告書類					1												請求に係る公文書時は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しない	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
4	R6. 1. 3	R6. 3. 1	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年度から令和〇〇年度事業報告書、役員報酬規定、助成金支給実績、有効期間更新申請、令和〇〇年度定款及び令和〇〇年度役員名簿	0			1													【東京都情報公開条例第 1 8 条第 1 項】 特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
5	R6. 1. 4	R6. 3. 4	特定非営利活動法人〇〇に関して、作成及び取得した公文書のすべて	792	1																生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R6. 1. 4	R6. 3. 4	特定非営利活動法人〇〇に関して、作成及び取得した公文書のすべて	960		1					1	1	1						【東京都情報公開条例第 7 条第 2 号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 3 号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 4 号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
7	R6. 1. 4	R6. 3. 4	認定NP0法人〇〇に関する一切の文書。	121		1					1	1	1		1				【東京都情報公開条例第 7 条第 2 号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することは出来ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため 【東京都情報公開条例第 7 条第 3 号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 4 号】 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 6 号】 非公開の審査会の情報であり、公にすることにより、委員との信頼関係を損ね、審査会の開催が困難となるおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部 男女平等参画課
8	R6. 1. 4	R6. 3. 4	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年度から令和〇〇年度事業報告書類、令和〇〇年から令和〇〇年度役員報酬規定、令和〇〇年度助成金実績及び認定有効期間更新申請	0			1												【東京都情報公開条例第 1 8 条第 1 項】 特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
9	R6. 1. 9	R6. 3. 4	NP0法人〇〇に関して、東京都 が作成・取得した書類のすべ て（文字通りのすべて）	121		1					1	1	1		1				【東京都情報公開条例第 7 条第 2 号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することは出来ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため 【東京都情報公開条例第 7 条第 3 号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 4 号】 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 6 号】 非公開の審査会の情報であり、公にすることにより、委員との信頼関係を損ね、審査会の開催が困難となるおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部 男女平等参画課
10	R6. 1. 5	R6. 3. 5	特定非営利活動法人〇〇、特定 非営利活動法人〇〇の役員 報酬規定提出書類及び有効期 間更新申請書類	175	1															生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
11	R6. 1. 5	R6. 3. 5	特定非営利活動法人〇〇、特定 非営利活動法人〇〇の役員 報酬規定提出書類及び有効期 間更新申請書類	118		1					1	1	1						【東京都情報公開条例第 7 条第 2 号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 3 号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第 7 条第 4 号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
12	R6. 1. 5	R6. 3. 5	特定非営利活動法人〇〇、特定 非営利活動法人〇〇の役員 報酬規定提出書類及び有効期 間更新申請書類	0			1												【東京都情報公開条例第 1 8 条第 1 項】 特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
13	R6. 2. 22	R6. 3. 7	東京都が保有する幼稚園、保育園など未就学児が通園する施設（公立私立問わず）に関する以下の書類一切（メール、メール、SNSなど電磁的記録も含む） 1 都が実施した「いじめ」のアンケートなど調査結果のわかるもの。 2 都が把握している未就学児の「いじめ」の相談内容、対応内容などがわかるもの。 3 都が作成及び発出、通達した「いじめへの対応マニュアル」「いじめへのガイドライン」など未就学児にむけたもの。				1				1	1			1				【東京都情報公開条例第7条第2号】 相談記録等には、氏名などの個人情報と具体的な相談内容が含まれており、特定の個人を識別する情報を含むとともに個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 幼稚園名と相談内容が公になると、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第6号】 実施機関では、本件に関する相談への対応を本来業務としておらず、本件情報が公にされることで、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 当該公文書1と3は、実施機関では現に作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局私学部私学行政課
14	R6. 1. 9	R6. 3. 8	特定非営利活動法人〇〇に関して、作成及び取得した公文書のすべて	792	1															生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
15	R6. 1. 9	R6. 3. 8	特定非営利活動法人〇〇に関して、作成及び取得した公文書のすべて	960		1					1	1	1						【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
16	R6. 1. 9	R6. 3. 8	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年度から令和〇〇年度事業報告書類、令和〇〇年から令和〇〇年度役員報酬規定、令和〇〇年度助成金実績及び認定有効期間更新申請	0			1											【東京都情報公開条例第 1 8 条第 1 項】 特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
17	R6. 3. 13	R6. 3. 15	宗教法人〇〇の最新規則の全文	5		1				1								責任役員の氏名は個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
18	R6. 3. 6	R6. 3. 19	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付開示請求による開示請求のあった日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付開示請求による開示請求のあった日以前までの期間に、東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関して作成された又は取得された公文書					1										当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部 男女平等参画課
19	R6. 3. 18	R6. 3. 22	宗教法人〇〇の現在の規則全文	6		1				1								責任役員の氏名は個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
20	R6. 3. 10	R6. 3. 22	東京都生活文化スポーツ局私学部と〇〇区との間で交わされた以下のやり取りに関する記録一切（メモ、メール、SNSなどの電磁的記録も含む） ・東京都が指導、監督権限がないにもかかわらず〇〇区に「アドバイス」をした法的根拠を示すもの ・東京都の当該部がいじめを受けた上記未就学児に対してアプローチした記録及びアドバイスをした内容のわかるもの				1											実施機関において当該文書は取得及び作成はしておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局私学部私学行政課
21	R6. 3. 10	R6. 3. 22	東京都生活文化スポーツ局私学部と〇〇区との間で交わされた以下のやり取りに関する記録一切（メモ、メール、SNSなどの電磁的記録も含む） ・〇〇区が東京都に対して、未就学児のいじめに関して相談した際の記録内容 ・東京都が〇〇区に対して行った回答の記録内容				1											実施機関において当該文書は取得及び作成はしておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局私学部私学行政課
22	R6. 1. 29	R6. 3. 28	令和5年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金事業において、令和〇〇年〇〇月以降に東京都が取得、発行した文書の全て。	671	1							1						【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、特定の個人の行動予定等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
23	R6. 3. 21	R6. 3. 29	(1) 令和〇〇年度東京都平 和の日記念行事企画検討委員 会議事録及び配布資料				1											【東京都情報公開条例第 1 8 条第 2 項】 開示請求に係る情報は、公表を行っている情報と同 一の情報が記載されているものであり、開示対象外 であるため。	生活文化スポー ツ局文化振興部 企画調整課
24	R6. 3. 21	R6. 3. 29	(2) 証言映像を都のHPや youtubeなどインターネット上 での公開にしなかった理由や 経緯がわかる文書				1											当該文書を取得しておらず、存在しないため。	生活文化スポー ツ局文化振興部 企画調整課